

社会保障論評22-024号 (作成日: 2022年12月27日)

「大学生、生活保護認めず」 朝日新聞2022年12月8日付朝刊28面

<参照: (中間まとめ) <https://www.mhlw.go.jp/content/11907000/001026532.pdf>>

- 「生活保護を受けながら大学に進学することは認めない。約60年前から続くこのルールを厚生労働省は見直さない方針を決めた」との記事である。2022(令和4)年12月20日の社会保障審議会・生活困窮者自立支援及び生活保護部会の(中間まとめ)に記された。
- その考え方については、報告書「4. 子どもの貧困への対応」の「(4) 大学等への進学への支援」に記されているが、「大学進学後の生活費の支援は生活保護世帯及び一般世帯に共通」であり、「生活保護の枠組みにとらわれず、…幅広く検討すべき課題」としている。
- 記事では、一般世帯でも高校卒業後に就職する人や自分で学費を稼ぎながら大学に通う人もいて、大学進学を「最低生活保障の対象と認めるのは困難」とする厚労省に対し、日弁連は会長声明で「進学を認めても均衡を失することにはならない」と主張、としている。
- また、記事には、生活保護の受給申請で「大学はぜいたく品」とされて退学せざるを得なかった例が掲載されており、「大学や短大や専門学校などへの進学率(2021年)は全世界平均で8割を超える」状況から、「ぜいたく品」とは言えないと疑問を投げかけている。
- 労働研究機構の国際労働比較データブック2022年8-1表で、高等教育への進学率(大学型高等教育機関)を見ると、2019年の日本は72.3%と比較国中で最も高いが、学士課程相当(大学)以上に限定すると、進学率は49.8%と他国に比し顕著に低下するそうである。
- 文部科学省が見やすい図表の形で「大学進学率の国際比較」を示しているのは、2010年のOECDデータによるが、OECD平均62%に対して、日本は51%(留学生含む)にとどまる(https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afieldfile/2013/04/17/1333454_11.pdf)。
- 短大等を加えて高等教育機関進学率を嵩上げしたとも考えられ、8割以上という数値をもって大学進学率を論じるのは適切とは思えない。本質的な問題は、大学進学が、憲法第25条第1項「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の範疇に入るのかどうかである。
- この「最低限度の生活」は、絶対的貧困ではなく、社会経済状況を加味した相対的貧困にかかるものとされる。それ故、その内容は、時代によっても変化してくる。「大学はぜいたく品」は、その観点から吟味されるが、現状では、「最低限度」となるとは思えない。
- 考えておかなければならないのは「成人」の概念である。民法改正で、成年年齢は、2020年4月1日より20歳から18歳に引き下げられた。成年年齢は、単独で契約を締結することができ、親権に服することがなくなる年齢であり、「一人前」として扱われる年齢である。
- 記事には、大学などに進学する場合は、生活保護の対象から外す「世帯分離」をすることを想定との記述があるが、「一人前」ならば当然の事であり、それを問題視するような書き方には違和感がある。この点は生活保護が「世帯単位」であることの是非にも関わる。
- ただ、18歳で「一人前」とされても、直ちに生活基盤が整う人ばかりではないだろう。情報化が進む世界の中で、高等教育の必要性・重要性は高まっていることも確かである。しかし、その費用を税金による生活保護で賄うべきであるとは、とても思えない。(以上)